

一般社団法人 ジオシンセティックス変形抑制工法研究会
会 則 (本則)

2016年4月20日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人ジオシンセティックス変形抑制工法研究会と称する。なお、本会の略称をSECURE(Stabilized Embankment Construction Utilizing Reinforcement)研究会とする。

(目的)

第2条 本会は、ジオシンセティックスを用いた土構造物の変形を抑制する工法の研究開発及び普及を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ジオシンセティック変形抑制工法の提案・具現化
- (2) ジオシンセティックスの変形抑制機能の解明
- (3) 講演会や研究会等の開催
- (4) 技術資料、積算資料等の整備
- (5) ホームページ・協会活動レポート等による技術、工法等の普及・広報活動
- (6) 知的財産の管理
- (7) その他ジオシンセティックの利用促進に資する活動

第2章 会員及び社員

(会員)

第3条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会に関する事業又は業務を行っている個人又は法人
- (2) 特別会員 本会の趣旨・目的に賛同する学識経験者等の個人又は法人で、社員総会の推薦により本会が依頼する会員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同する個人又は法人。

(社員)

第4条 当法人の社員は、前条の(1)から(3)の会員の中から3名以上の会員の推薦を受け、社員総会の3/4以上の決議によって選出し、これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、代表理事の承認を得るものとする。

(会員の権利)

第6条 本会の会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 会員は本工法に関する技術資料の提供及び指導を受けることができる。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会の事業に参画する。
- (2) 本会の事業に関する情報の収集提供を行う。
- (3) SECURE 工法等に関する新しい発明、改良があった場合には、その取扱いについては別途協議する。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決を得てこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的もしくは事業を妨げ、又は本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
- (2) その他本会の会員として義務を怠ったとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入があらかじめ決められた期日までになされなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 会員総会

(種類)

第11条 本会の会員総会は当面の間、社員総会の議決により開催する。

第12条 会員総会は、正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

(招集)

第13条 会員総会の招集は、社員総会がこれを決定し、代表理事が招集する。

- 2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会において会員総会に付議した事項
- 2 会員総会においては、社員総会の決議事項についての報告に対して、意見・提案を求める。また、その他の事項においても会員総会からの意見・提案は重要事項として研究会活動に反映させる。

(決議の方法)

会員総会における各会員の議決権は会則の細則で別途に定める。

会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数となる会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第16条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 社員総会

(種類)

第17条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第18条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(招集)

第19条 社員総会の招集は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会において議長を選出する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の選出及び理事の選任
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会務の執行に関する重要事項。
 - ・会員総会に付議すべき事項。
 - ・会員総会にて委任された事項。
 - ・会則の変更事項。
 - ・その他代表理事が特に必要と認める事項。
- (5) 技術活動並びに普及及び広報に関する活動の計画と推進
- (6) 定款の変更
- (7) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項

(決議の方法)

第22条 社員総会の決議は、過半数の社員の出席のもとで、過半数をもって行う。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員等

(理事・監事)

第24条 本会には社員の中から理事を置き、その定数は2名以上とする。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は社員総会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第26条 代表理事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

第6章 会計

(事業年度等)

第27条 本会の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第28条 本会は次の資金によって運営される。

- (1) 会員の入会金及び会費
- (2) **SECURE-G** 工法等の特許事務手数料
- (3) ジオシンセティックス変形抑制工法の数値解析等による設計支援料
- (4) その他の収入

第7章 附則

(細則)

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、細則により定める。

一般社団法人 ジオシンセティックス変形抑制工法研究会
会 則 (細則)

2016年4月20日

第1章 総 則

(主たる事務所)

第1条 本会は、主たる事務所を東京都文京区湯島 2-10-10 エターナルプレザーブ株式会社内に置く。

(公告)

第2条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(事業)

第3条 当面の具体的な事業は下記に注力する。

- (1) SECURE-G 工法等の業界における技術情報の取得
- (2) SECURE-G 工法等の適用ジオシンセティックの認定
- (3) SECURE-G 工法等の市場調査・分析
- (4) SECURE-G 工法等のホームページ・協会活動レポート等による普及・宣伝
- (5) SECURE-G 工法等の施工情報管理及び台帳管理 (地震後の変位調査等を含む)
- (6) SECURE-G 工法等の特許実施料の請求・取得・支出管理
- (7) SECURE-G 工法等の海外市場へのマニュアル作成、設計支援等
- (8) ジオシンセティックス変形抑制工法の数値解析等による設計支援

第2章 会員及び社員

(入会金及び会費)

第4条 本会の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本会の設立時における入会金及び年会費については、下記のとおりとする。

- (1) 入会金は正会員(法人)50万円、正会員(個人)1万円、特別会員は無料、賛助会員(法人)3万円、賛助会員(個人)5千円とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)は無料とする。
- (2) 年会費は正会員(法人)10万円、正会員(個人)1万円、特別会員は無料、賛助会員(法人)1万円、賛助会員(個人)3千円とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)は無料とする。
- (3) 特別会員の任期は1年とする。

第3章 会員総会

(議決権)

第5条 会員総会における議決権は、正会員(法人)1社につき5個、その他の会員は1個とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)の議決権は無いものとする。

第4章 役員等

(任期)

第6条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第5章 附 則

(委任)

第7条 本則及びこの細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。